

令和6年田子町農業委員会第11回総会 議事録

1. 開会 令和6年11月12日（火） 午後6時00分

2. 閉会 令和6年11月12日（火） 午後6時50分

3. 場所 田子町役場 第1会議室

4. 提出案件

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第4号

農地の転用事実に関する照会書の回答について

日程第4 議案第23号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第24号

農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日程第6 議案第25号

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日程第7 その他

5. 出席委員 （9名）

1番 山崎順子 2番 山市礼子 3番 上平満広 4番 畠山嘉昭 5番 佐藤豊美

6番 木崎正夫 7番 西野榮一 9番 細谷一夫 10番 大坊和民

欠席委員 （1名）

8番 澤頭勉

6. 会議録署名委員

3番 上平 満広 4番 畠山 嘉昭

7. 職務のため出席した者

事務局長 白板大幸 主査 袖村征志 主査 工藤由美

事務局長	会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席は8番澤頭委員の1名となっております。
事務局長	農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。 それでは、農業委員会憲章の唱和をいたします。 唱和のリードは、1番 山崎委員にお願いします。 (全員起立唱和)
事務局長	続きまして、会長よりあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。それでは、以降の進行については、会長からお願いいたします。
会長	ただ今から、令和6年田子町農業委員会第11回総会を開会いたします。
議長 (日程1)	日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 お諮りいたします。会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、議長より指名いたします。 3番 上平委員、4番 畠山委員にお願いいたします。
議長 (日程2)	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。本総会を本日1日限りで決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日1日といたします。
議長 (日程3)	日程第3、報告第4号「農地の転用事実に関する照会書の回答について」であります。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料1ページをご覧ください。 報告第4号「農地の転用事実に関する照会書の回答について」であります。 令和6年10月22日付けで青森地方法務局八戸支局の登記官より、農地の転用事実に関する照会が1件ありました。

申請地の所在は、原字原、
登記地目は畑で、面積は 157 m²です。
現地については、2・3ページの航空写真をご覧ください。

まず、この照会の取扱いについてご説明いたします。

昭和56年8月28日農林水産省構造改善局長通達の「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、処理を行っております。

農業委員会がすべき処理は次のとおりです。

①照会に係る土地が転用許可を受けているか否かの確認、②さらに許可を受けていない事案については転用許可を要しないものであるか否か、③現地調査により現況が農地であるか否かを確認し、④違反転用状態であることが確認された場合は県に状況を報告し原状回復命令を発する予定があるか否かを確認する必要があります。

そしてこれらの処理を経た上で、照会があった日から2週間以内に登記官に回答するものとされております。

処理規定に基づき、まず、事務局において照会の土地が過去に転用許可を受けているものかどうかを確認しました。平成3年頃から宅地として使用とのことでしたので、その頃の申請書類などを探しましたが該当のものは確認できませんでした。

次に、11月5日、会長、佐藤委員、川端推進委員、事務局の5名で現地調査を行いました。

申請地には建物（小屋）がある状態で、現況は非農地（宅地）と判断しました。面積が200 m²以下ということもあり、仮に農業用施設であれば許可不要の案件となり得ましたが、現況を見る限り農業用施設ではないことから転用許可を要するものであると思われます。

よって、11月6日、県に違反転用状態であることを報告し、原状回復命令を発する見込みがあるかどうか確認したところ、同日、原状回復命令を発する予定はないと回答がありました。

併せて、県からは、本土地は集落内の住宅が連たんした地区にある、周囲を宅地に取り囲まれた農地であることから第3種農地と推定され、第3種農地は転用許可が可能であることから土地所有者に転用許可申請を促すよう指示がありました。

以上のことから、11月6日に、4ページの回答書のとおり、法務局から照会があった事項に対して回答したことをご報告いたします。

そして、県の指示のとおり、土地所有者に対して、顛末書を添えて転用許可を取っていただくよう促しました。今後、申請書が提出されましたら、通常通り、議案として総会で審議していただく案件になりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長

報告が終わりました。

質問・意見等ございませんか。

	(異議なしの声、多数あり) 全員、質問等がないようですので、次に移ります。
議長 (日程４)	日程第４、議案第２３号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料５ページをご覧ください。 議案第２３号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。 番号１番、土地の所在は、 大字相米字柴倉沢　１筆 大字相米字柴倉　　６筆 現況地目は田が２筆、畑が５筆であり、合計面積は 25,942 ㎡です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、６・７ページの航空写真をご覧ください。 申請内容は、売買になります。７筆の合計金額は、2,594,200 円です。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、番号１番の現地調査の結果について、田中推進委員から報告願います。
田中 推進委員	現地調査報告いたします。 １１月５日に、会長、細谷委員、事務局の５人で現地を見てきました。 場所は、資料６・７ページをご覧ください。 譲受人の話では、水稻、にんにく、そばを栽培するということで問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号１番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。 それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員異議ないようですので、番号１番の申請については、原案のとおり決定します。
議長 (日程５)	日程第５、議案第２４号「農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

	事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料 8 ページをご覧ください。 議案第 2 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。 下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 番号 1 番、土地の所在は、 大字田子字矢田郎 1 筆 現況地目は宅地であり、面積は 406 ㎡です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、9・10 ページの航空写真、11 ページの土地利用計画図をご覧ください。 申請内容は店舗としておりますが、昭和 58 年頃、申請者の母親が転用申請を経ずに店舗を建造したとのことです。今回申請者である子が、土地及び建物を相続することとなり、違反転用であることが判明したため申請があったものです。 なお、本土地は第 2 種農地と判断しております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、番号 1 番の現地調査の結果について、西野委員から報告願います。
西野委員	現地調査報告いたします。 11 月 5 日に、会長、池田推進委員、事務局の 5 人で現地を見てきました。 場所は、資料 9・10 ページをご覧ください。 譲受人の話では、宅地建物として利用するというので、申請地と周囲の状況、土地利用計画図の具体的内容、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われます。 以上で報告を終わります。
議長	説明が終わりましたので、番号 1 番について審議願います。 質問・意見等ございませんか。 それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員、異議ないようですので、番号 1 番については、原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。
議長	日程第 6、議案第 2 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係

(日程6)	る意見について」を議題といたします。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料12ページをご覧ください。 議案第25号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。 下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 番号1番、土地の所在は、 大字田子字下田子下モ平 1筆 現況地目は宅地であり、面積は151㎡です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、13・14ページの航空写真、15ページの土地利用計画図をご覧ください。 申請内容は物置、車庫としての利用に係る転用であります。 申請者は平成2年頃古物商を個人事業として始め、その頃から商品置き場として利用しており、この度、違反転用であることが判明したため申請があったものです。 権利の設定は40年間の使用貸借となっております。 なお、本土地は第1種農地と推定されますが、集落に接続して設置されるため不許可の例外と判断しております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、番号1番の現地調査の結果について、西村推進委員から報告願います。
西村 推進委員	現地調査報告いたします。 11月5日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。 場所は、資料13・14ページをご覧ください。 譲受人の話では、物置、車庫として利用するということで、申請地と周囲の状況、土地利用計画図の具体的内容、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われます。 以上で報告を終わります。
議長	説明が終わりましたので、番号1番について審議願います。 質問・意見等ございませんか。 それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員、異議ないようですので、番号1番については、原案のとおりとし、その旨

の意見書を県に送付します。

議長
(日程 7)

日程第 7、「その他」に入ります。
事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、諸般の報告をご覧ください。
まずは、諸般の報告について、10月総会以降の活動などの報告をいたします。

10月25日(金) 申請書締め切り・告示
11月 5日(火) 総会案件に係る現地調査を行いました。
11月 7日(木) 総会案件に係る企画会議を開催しました。

次に、11月総会以降の予定について、お知らせいたします。

11月25日(月) 申請書締め切り・告示
12月 3日(火) 現地調査を予定しています。
12月 5日(木) 企画会議を予定しています。
12月10日(火) 第12回総会を予定しています。
18:00～ 役場第一会議室

後日、文書によりご連絡いたします。

続いて、青森県農業委員会大会及び農業委員会視察研修、地域計画についてお知らせいたします。こちらは、担当から説明いたします。
(担当者説明)

議長

それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。
(質問なしの声、多数あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和6年田子町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

議事録署名者

議事録署名者